

# 児童手当制度のご案内



## 【支給対象児童について】

中学校修了前(満15歳の最初の3月31日)の、国内に居住する児童

## 【手当月額について】

対象	手当額	
0歳～3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限限度額以上の場合	5,000円	

※第1子等の数え方は、18歳の3月31日までの間にある児童の数で数えます。また、扶養親族数に応じて設けられた所得制限限度額については町HPをご確認ください。

## 【受給者について】

いづれかに該当する方に支給されます。

・児童を養育し生計が同一である父母等のうち、所得の多い方

・離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方

※ただし、次の場合は支給者が変わります。

・児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設の設置者に支給

・公務員は、所属庁より支給

【必要な手続きについて】

お子さまの出生及び他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分から支給されます。

出生日、転入した日の翌日から15日以内に手続きが必要です(公務員になった場合または公務員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です)。

## 【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

## 【注意点】

①保育料の滞納者に対し、児童手当から直接保育料を徴収することがあります(該当者に連絡します)。

②児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません(児童手当等が支給されなくなった後に所得が上限額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますのでご注意ください)。

## 【問い合わせ先】

住民生活課児童係  
☎0137-62-2112



(町HP)

## 不正改造は犯罪! まわりのみんなが 迷惑!

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識され、様々な部品等が販売されていますが、灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯の取り付けや、運転者席・助手席の窓ガラスに着色フィルムを貼付けするなどの、不正な改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令・罰金等の対象となることとなります。

皆様も、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。また、不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、情報をお寄せ下さい。

## 【情報提供先】

国道交通省北海道運輸支局 函館運輸支局  
☎0138-49-8864



(自動車点検整備推進協議会HP)

企画展「牧野富太郎と坂本直行―植物を愛したふたりのまなざし―」を開催します

## 【場所】

八雲町木彫り熊資料館

2階小展示室

## 【期間】

6月6日(火)～8月20日(日)

午前9時～午後4時30分

※毎週月曜日は休館、会期中の祝日は開館。

## 【問い合わせ先】

郷土資料館  
☎0137-63-3131

## 庭木、不要木の伐採 ご相談ください!

- ご自宅、会社の敷地、未使用地などの伐採
- 伐採後の伐採木の処理も実施いたします。
- 敷地内の草刈りのご相談
- 薪の販売
- キャンプの必需品!スウェーデントーチあります。



## 八雲産業(株)八雲事業所

TEL:0137-62-2608 八雲町宮園町120番地1

＜広告＞